

伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
の制定について

伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を別記の
とおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

市立伊丹ミュージアムの設置に伴い，教育委員会の権限と市長の
権限を見直し，施設の一元的な事務執行の実現を図るため。

伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(令和３年伊丹市条例第 号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２３条第１項の規定に基づき，教育に関する事務のうち博物館の設置，管理及び廃止に関すること（同法第２１条第７号から第９号まで及び第１２号に掲げる事務のうち，博物館のみに係るものを含む。）については，市長が管理し，及び執行する。

付 則

この条例は，市立伊丹ミュージアム条例（令和３年伊丹市条例第 号）の施行の日から施行する。